

(16) 尾道市立吉和中学校いじめ防止等に係る基本方針

令和7年5月23日改定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する必要がある。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであり、発見することが難しいという特性を踏まえ、いじめ問題に取り組むにあたって、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの未然防止

望ましい集団づくりや「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。

(2) 児童生徒の主体的な活動の支援

生徒がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくこと

が重要であることから、児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、法第22条により設置するいじめの防止等の対策のための組織を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

4 いじめの防止等に関する取組

いじめ防止のため、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立するとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、体系的・計画的に取り組む。

(1) 教職員の基本的な姿勢

- ア 教職員一人一人が、いじめられている児童生徒を守りきるということを言葉と態度で示す。
- イ いじめられている生徒を学校全体で守るためにも、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- ウ 生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。
- エ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、生徒一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関等と一体となった取組を進める。

(2) 学校の取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

生徒の実態を踏まえ、いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のある取組を行う。また、インターネットを通じて行われるいじめの防止のために必要な啓発活動を行う。

イ いじめ防止委員会の設置

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置く。

ウ いじめの防止等に係る生徒への指導

- どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させること。

- 社会体験や生活体験の機会を設け、児童生徒の社会性を育み豊かな情操を培うこと。
- ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成すること。
- 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させること。

エ 生徒の主体的な活動の支援

生徒が主体的に活動できるように支援する。

オ 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- いじめの防止及びいじめの発生時の対応等に係る校内研修を実施すること。
- いじめの防止及びいじめの発生時の保護者・関係機関等との連携を図ること。
- いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談を実施すること。
- いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行うこと。
- いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行うこと。
- いじめ発生時の対応プログラムを作成すること。
- 必要に応じ弁護士、医師、心理や福祉等の外部専門家を招聘すること。

カ いじめ発生時の対応

- いじめの事実があると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行い、結果を市教育委員会に報告する。
- いじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するための措置を講ずる。
- 必要があると認めるときには、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにする措置を講ずる。
- 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることがないよう必要な措置を講ずる。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処する。

5 重大事態への対応

(1) 「重大事態」の定義（法第28条第1項による）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、速やかに学校の設置者に報告し、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先しながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 重大事態の判断

「いじめにより重大な被害が生じた疑い」または「いじめにより不登校となっている疑い」がある場合に「重大事態」と判断する。判断は、学校または設置者（教育委員会等）が行う。

イ 発生の報告と初動対応

重大事態と判断したら、速やかに教育委員会へ報告し、学校はいじめを受けた生徒（対象児童生徒）への心のケア・支援を開始する。加害側（関係児童生徒）への適切な指導も行う。

ウ 調査の準備と実施

調査主体（学校 or 設置者）が決まり、必要に応じて第三者を含む調査組織を設置する。調査の目的は、責任追及ではなく「事実の把握」「被害生徒の支援」「再発防止」とする。保護者や本人へ丁寧に説明を行い、理解を得る。

エ 調査報告と公表

調査結果をまとめ、関係者（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者など）へ説明する。必要に応じて、調査報告書を公表する。

オ 調査結果をもとに再発防止

学校として何が問題だったかを検証し、再発防止策を策定・実施する。被害生徒には継続的支援を行う。

カ 再調査の可能性

調査結果に納得がいかない場合、地方公共団体の長などが再調査を行うこともある。

6 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値をもとに、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。